火山防災強化市町村ネットワーク
NEWSLETTER

〔情報提供〕　事　務　局

第１８号（令和５年２月）

# ○噴火に関する特別警報の緊急速報メール配信終了への対応

令和４年１０月１８日に気象庁から「気象等及び噴火に関する特別警報に係る緊急速報メール」の配信を同年１２月末で終了する旨発表がありました。当ネットワークでは１１月２９日、気象庁に対し配信の継続などを要望しましたが、１２月２６日をもって配信が終了したところです。

今号ではこれまでの経緯を振り返るとともに参画市町村の対応事例をご紹介いたします。

## ■　気象庁による気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信終了の経過

H27.11.19：気象庁が「緊急地震速報」、「津波等警報」に加え、「気象等及び噴火に関する特別警報」の緊急速報メール配信を開始

R 3.10.12：気象庁が「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信終了を発表

R 3.10.15：「避難に必要な情報を得られなくなる」など懸念の声が寄せられていることを踏まえていったん見送り

R 4.10.18：気象庁が「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信終了を発表

R 4.11.29：火山防災強化市町村ネットワーク会長（鹿児島市長）から気象庁長官等に配信継続等を要望

R 4.12.08：要望に対し、気象庁から本年中の配信終了（方針変更なし）の回答

R 4.12.13：気象庁が12月26日午後2時に配信終了する旨を発表

R 4.12.26：気象庁が「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」を配信終了

気象庁への要望の様子
（左:長谷川直之長官、
右：下鶴鹿児島市長）
[11月29日・気象庁]

## ■　対応事例 ①「緊急速報メール・気象庁作成のXMLデータ連携」

### 鹿児島県鹿児島市

・独自に緊急速報メールを配信することとしました。

・配信後、避難情報発令までの間に、桜島島内に対して、防災行政無線放送や戸別受信機により特別警報の内容（緊急速報メールに記載できない噴火の規模、警戒範囲等）を伝達します。また、市街地側住民に対しても市公式ホームページやＳＮＳを活用して周知・広報を行います。

・噴火に関する特別警報の情報伝達手段

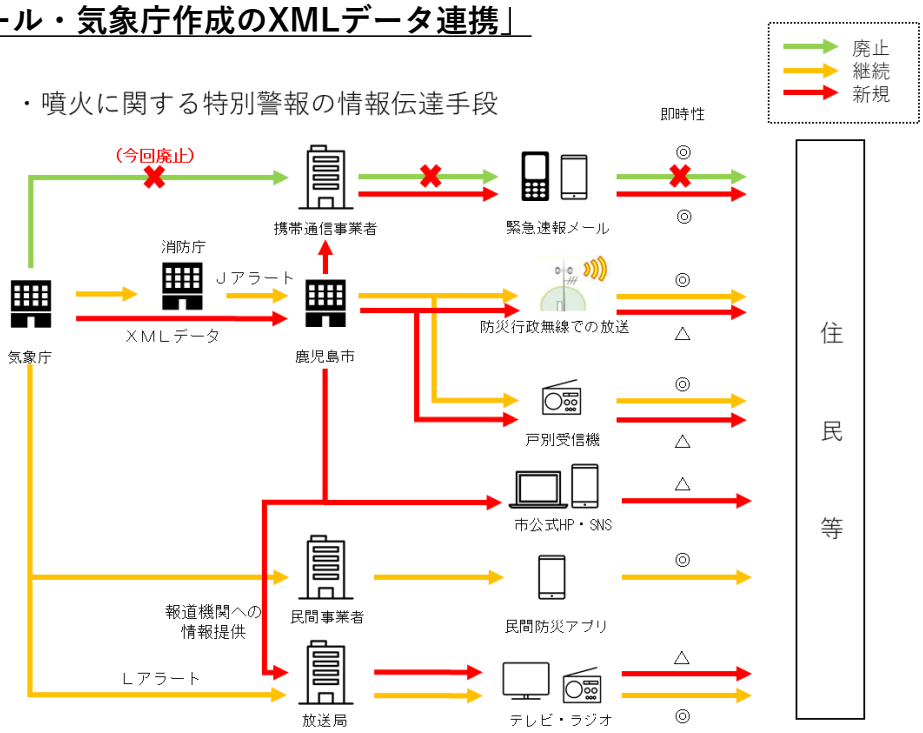

## ■　対応事例②「緊急速報メール・Jアラート連携」

### 鹿児島県垂水市（たるみず）

・Ｊアラートで受信した噴火警報を、自動で緊急速報メールで配信することとし、第一報の即時性を確保しました。
・避難情報など必要な情報については、夜間休日などを含め、登庁した職員により手動でメール等の配信を行うとともに、コミュニティFM割込放送も活用し、屋外子局及び市内全戸に配布している戸別受信機に対し情報発信するものとしております。

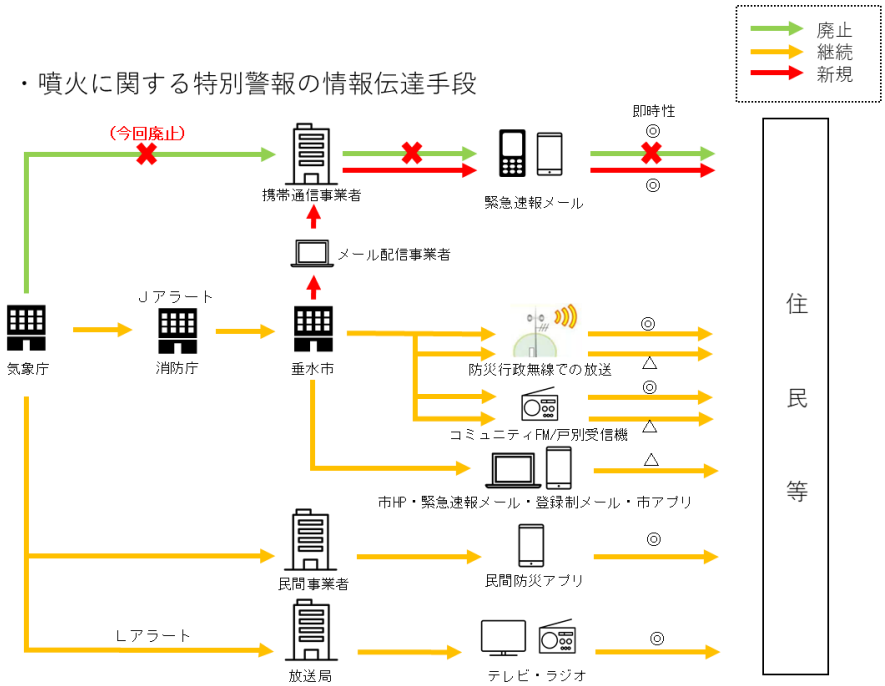


## ■　対応事例③「既存の仕組み（町公式LINE・Jアラート連携）での対応」

### 北海道七飯町（ななえちょう）

・令和３年度末に整備の完了した防災行政無線を主体に情報発信しています。
・町公式ＬＩＮＥは防災行政無線と同時配信できる事が特徴です。
・夜間・休日の職員不在でも、Ｊアラートで受信した噴火情報・噴火警報・気象警報等は自動起動で配信（放送）する仕組みです。
・地域毎に詳しい情報を配信する場合は、職員が登庁して端末操作する必要がありますが、第一報は伝える事ができます。

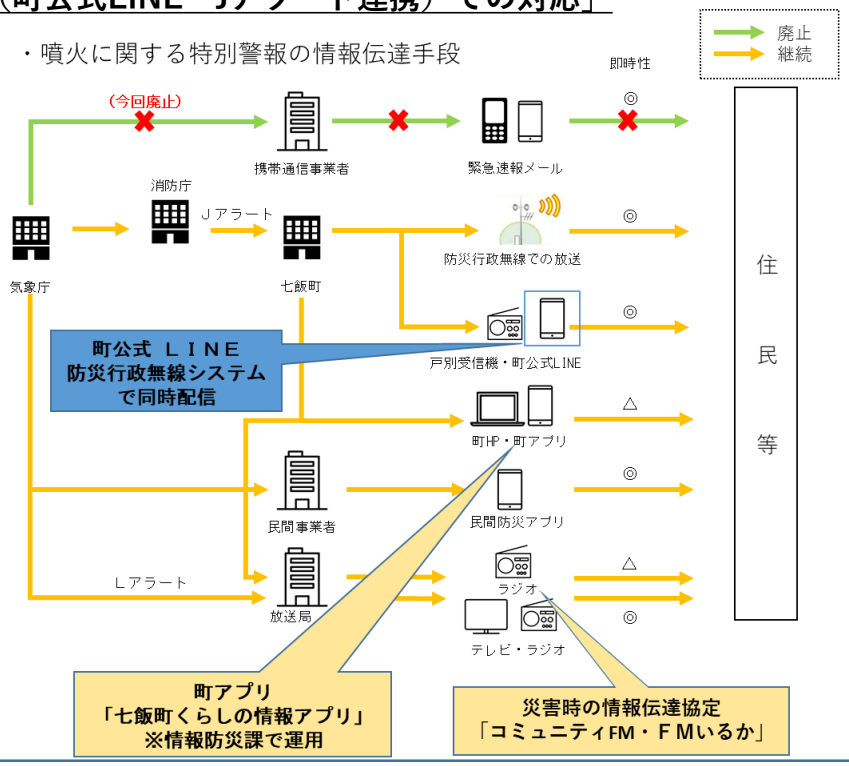


### 駒ヶ岳登山者へLINE活用の呼びかけ

駒ヶ岳６合目より山頂側には情報伝達手段がないため、七飯町公式LINEの登録呼び掛けを令和４年８月から実施しています。

## ■　緊急速報メール配信終了に対する今後の対応

各市町村で使用しているシステムやサービスなど、おかれている状況が異なると考えられることから、参画市町村の意向等も踏まえながら検討してまいります。


【問合せ先】
事務局（鹿児島市危機管理課）
TEL：099-216-1513
E-mail：kiki-kazan@city.kagoshima.lg.jp